

新潟県県有林・県行造林立木の 損失補償事務取扱要領

平成 10 年 7 月 2 日付け 林第 360 号
平成 23 年 9 月 27 日付け 林第 610 号 改正
令和 4 年 2 月 14 日付け 林第 984 号 改正
令和 5 年 5 月 19 日付け 林第 224 号 改正

第 1 趣 旨

この要領は、新潟県県有林及び県行造林立木の伐採に伴い損失補償が発生する場合の事務を適正かつ迅速に行うため、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

第 2 損失補償の手続

- 1 新潟県県有林及び県行造林の立木を伐採しようとする者は、あらかじめ知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項による申請があった場合は、当該立木の造林目的及び将来に渡る経営計画を勘案のうえ伐採の適否を判断し、必要と認めるときは契約するものとする。
- 3 承認を受けた者（以下「申請者」という。）は、知事の指示に従って損失を補償するものとする。

第 3 立木の伐採申請

第 2 第 1 項による申請は、新潟県県有林・県行造林立木伐採申請書（別記第 1 号様式、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 土地所有者承諾書（県有林の場合は添付不要）（別記第 2 号様式）
- (2) 登記簿謄本（全部事項証明書）
- (3) 位置図
- (4) 更正図（地番の入ったもの）
- (5) 造林施業図（1/5,000 森林基本図に施業図を入れたもの）
- (6) 固定資産評価額証明書（伐採する立木が適伐未満の場合）
- (7) 独自に補償算定基礎を有する場合は、その補償費算定書
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書（別記第 3 号様式）

第 4 契約の締結及び引渡し

- 1 新潟県は、立木の伐採を承認した場合、申請者と新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約書（別記第 4 号様式）により契約を締結し、申請者は、新潟県が発行する納入通知書により立木補償代金を納入するものとする。
- 2 知事は、立木補償代金が全額納入された日から起算して 7 日以内に別記第 5 号様式により申請者に立木の引渡しをするとともにこれを通知するものとする。

- 3 申請者は、引渡し区域の境界確認のため、伐採に着手する前に第6号様式を当該立木を所管する地域振興局に提出し、現地立会を行うものとする。

第5 書類の経由等

- 1 申請書は、当該立木を所管する地域振興局を経由して提出するものとする。
- 2 申請書の提出を受けた地域振興局長は、当該申請に係る現地を確認し、次に掲げる立木の損失補償額の算定基礎資料を添付して農林水産部長に副申書（別記第7号様式）を提出するものとする。
 - (1) 用材林針葉樹の場合
 - ア 林木費用価式による算出のための基礎資料（11年生未満の立木の場合）
 - イ グラーゼル式による算出のための基礎資料（11年生以上適伐未満の立木の場合）
 - ウ 市場価逆算式による算出のための基礎資料（適伐以上の立木の場合）
 - (2) 用材林広葉樹の場合
針葉樹に準じた基礎資料
 - (3) 薪炭林の場合
市場価逆算式による算出のための基礎資料
- 3 第4第2項による立木の引渡しがあったとき、農林水産部長は、別記第8号様式により地域振興局長に通知するものとする。
- 4 第1項及び第2項の事務は、地域振興局農林振興部、農林水産振興部及び津川地区振興事務所が、行政組織規則第10条に基づきその所管又は担当する区域について行う。

第6 損失補償額の算定

損失補償額の算定は、新潟県県有林・県行造林地の土地及び立木の損失補償額算定要領によるものとする。

第7 その他

新潟県県有林・県行造林立木の損失補償手続きがこれにより難しい場合は、新潟県と申請者で協議のうえ決定するものとする。

第1号様式（要領第3関係）
（ 地域振興局経由）

新潟県県有林・県行造林立木伐採申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者
住所
氏名

下記のとおり新潟県県有林・県行造林地（ 団地）内の立木を伐採
したいので申請します。

申請地	(団地)
伐採の目的	
伐採の期間	
伐採内容	樹種： 植栽年： 伐採面積： ha
土地の形質変更の有無	変更方法： 変更面積：
補償料	円
添付書類	土地所有者承諾書、登記簿謄本、位置図、更正図、 造林施業図、固定資産評価額証明書、暴力団等の排除に関する誓約書

第2号様式（要領第3関係）

新潟県県有林・県行造林の立木伐採承諾書

年 月 日

新潟県知事 様

土地所有者
住 所
氏 名

から申し出のあった下記の県行造林地（ 団地）の立木伐採について、意義
ありませんので承諾します。

記

申請地（承諾地）	
承諾伐採面積	
記 事	

第3号様式（要領第3関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

甲 新潟県知事 様

乙 住所
氏名

私は、新潟県と新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。
 - (1) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1(1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (2) 乙が、1(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(2(1)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約書

新潟県（登録番号 T9800020003570）を甲とし、を乙とし
て、新潟県県有林県行造林立木伐採について、下記条項のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙が行う事業実施のために、乙に対し第2条に示す場所の立木の伐採を認めるものとする。

第2条 乙が伐採できる立木は、下記のとおりとする。

所在地：

団地名：

面積：

本数等：

第3条 乙は立木補償代金として 円（うち消費税額等 円
・消費税率 %）を甲が発行する納入通知書により期限までに納入しなければならない。

第4条 甲は乙から立木補償代金が完納になった日から7日以内に立木の引渡しを行うものとする。

第5条 乙は対象とする立木以外の県有林・県行造林立木に損害を与えた場合は、甲の見積もる損害額を補償するものとする。

第6条 甲は現地の状況を確認するため、何時でも立ち入り検査できるものとする。この場合乙は検査に立ち会うものとする。

第7条 甲は、乙が前条の規定に違反した場合及び乙の都合によりこの契約を破棄した場合、この契約を解除することができ、また既納の立木補償代金を没収するものとする。

第8条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第9条 この契約について疑義を生じたときまたはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
代表者 新潟県知事

乙

第5号様式（要領第4の2関係）
（ 地域振興局経由）

平成 年 月 日

（申請者）様

新潟県知事

県有林・県行造林立木の引渡しについて（通知）

平成 年 月 日付けで新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約を締結した、県有林・県行造林「 団地」の立木を下記のとおり引渡します。

記

1 引渡し数量

- （1）面積
- （2）本数等

2 現地立会

伐採に着手する前に、あらかじめ県地域機関に連絡し、引渡し区域の境界確認のための現地立会をすること。

連絡先 新潟県〇〇地域振興局〇〇振興部〇〇課
電話 〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

3 留意事項

- （1）伐採方法や伐採木の処理方法等については、事前に打ち合わせること。
- （2）安全作業を徹底すること。

第6号様式（要領第4の3関係）

平成 年 月 日

地域振興局長 様

住 所

氏 名

県有林・県行造林立木の現地立会について

平成 年 月 日付けで新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約を締結した、県有林・県行造林「 団地」の立木伐採を 月 日に着手する予定です。

については、境界確認のため現地立会をお願いします。

第7号様式（要領第5の2関係）

第 号
平成 年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

新潟県県有林・県行造林（ 団地）立木伐採申請について（副申）

から別紙のとおり新潟県県有林・県行造林立木場債申請があったので、下記意見を付して副申します。

記

申請地	所在地（ 団地）
伐採面積	
樹種	
植栽年	
分収契約者	
申請理由及び意見	
補償料	

第8号様式（要領第5の3関係）

平成 年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

県有林・県行造林立木の引渡しについて（通知）

平成 年 月 日付けで新潟県県有林・県行造林立木補償に関する契約を締結した県有林・県行造林「 団地」について、下記のとおり引渡します。

なお、契約者から連絡がありましたら、引渡し区域の境界確認のため担当職員を現地に派遣し現地立会を実施してください。

記

1 引渡し数量

- （1）面積
- （2）本数等

2 現地立会報告 別紙様式

3 留意事項

- （1）契約区域外の立木伐採を行わないよう指示すること。
- （2）伐採方法や伐採木の処理方法等については、今後の施業等に支障のないよう指示すること。
- （3）安全作業の徹底を指示すること。

別紙様式

立木引渡し現地立会（覚書）

平成 年 月 日付け 第 号にて引渡しのあった県行造林「 団地」
の立木について、引渡し区域の境界を確認しました。

平成 年 月 日

（申請者）

署名 _____

新潟県〇〇地域振興局〇〇振興部〇〇課

署名 _____